

ID: 228

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道条例 第32条
例 規 番 号	平成11年 条例第22号
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第三十二条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>使用料は「聖籠町上水道の漏水等による使用水量の認定基準等に関する規程」第2条を準用(認定基準)</p> <p>第二条 使用水量の認定は次の各号に該当し、早急に修理を完了した場合において当該使用者の申請に基づいて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 不可抗力による漏水と認められる場合 イ 地下給水装置の故障によるもので、地上に流出しないため、発見できなかった場合 ロ 屋外給水装置の故障で積雪のため、発見できなかった場合 ハ 通常の防寒設備又は凍結防止措置を講じてあつたが、異常寒波により、凍結故障した場合 ニ その他特別の事由により、不可抗力と認められる場合 二 使用者の管理不全による漏水であるが、認定のできる場合 イ 故障箇所(漏水箇所)が発見しにくい場所であるが、善管注意により、発見できた場合 ロ 空屋若しくは長期間留守等で十分に見回り監視ができなかった場合 ハ 検針等で漏水を発見した場合 ニ その他これに類似する場合 <p>占用料は「聖籠町道路占用料等徴収条例」第3条による。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第三条 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 政令第十一条の七第一項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用 二 法第三十五条に規定する事業(政令第十八条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業のための占用 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに公共の用に供する鉄道、電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の事業のための占用 四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件の設置のための占用 五 公共の用に供する通路、歩廊(これに類するものを含む。)、雪よけ、街灯及び駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場の設置のための占用 六 排水管の埋設、電気及び電気通信の各戸引込線の設置並びにガス、水道及び下水道の各戸 	

引込管の設置のための占用

七 前各号に規定するほか占用料を徴収することが不適當であると町長が認めた占用

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日